

別表(第3条、第4条関係)

(平25(要)告示23・全改、平26(要)告示14・平26(要)告示53・平26(要)告示72・平27(要)告示14・平27(要)告示98・平28(要)告示2・令3(要)告示15・一部改正)

種目	基準単価(円)	対象者	性能等	耐用年数
介護・訓練支援用具 特殊寝台	154,000	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は難病患者等(国が定める厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患患者又は関節リウマチ患者で、在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断されるものをいう。以下同じ。)で寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
特殊マット	19,600	下肢若しくは体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)を所持する者又は難病患者等で寝たきりの状態にある者	褥創の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
特殊尿器	67,000	原則として学齢児以上の者で下肢若しくは体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)を所持するもの又は難病患者等で自力で排尿ができないもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用できるもの	
収尿器	男子 普通型 7,700 簡易型	下肢又は体幹機能障害1級で、高度の排尿障害のある者	障害者又は介助者が容易に使用できるもの	1年

	5,700 女子 普通型 8,500 簡易型 5,900			
入浴担架	82,400	原則として3歳以上の者で、 下肢又は体幹機能障害2級 以上のもの（入浴に当たっ て、家族等他人の介助を要 する者に限る。）	障害者を担架に乗せたままリ フト装置により入浴させるも の	5年
体位変換器	15,000	下肢若しくは体幹機能障害2 級以上（下着交換等に当た って、家族等他人の介助を 要する者に限る。）の者又は 難病患者等で寝たきりの状 態にある者	介助者が障害者の体位を変 換させるのに容易に使用で きるもの	
移動用リフト(天 井走行型その 他住宅改修を 伴うものは除 く。)	159,000	下肢若しくは体幹機能障害2 級以上の者又は難病患者等 で下肢若しくは体幹機能に 障害のあるもの	介護者が重度身体障害者を 移動させるにあたって、容易 に使用できるもの	4年
訓練用椅子(児 のみ)	33,100	原則として3歳以上の者で、 下肢又は体幹機能障害1級 以上のもの		5年
訓練用ベッド (児のみ)	159,200	下肢若しくは体幹機能障害2 級以上の者又は難病患者等 で下肢若しくは体幹機能に 障害のあるもの	腕、脚等の訓練のできる器 具を附帯し、原則として使用 者の頭部及び脚部の傾斜角 度を個別に調整できる機能 を有するもの	8年
自立生 入浴補助具(住	90,000	原則として3歳以上の者で下	入浴時の移動、座位の保	8年

活支援 用具	宅改修を伴うもの は除く。)		肢若しくは体幹機能障害で 入浴に介助を要するもの又は は難病患者等で入浴に介助 を要するもの	持、浴槽への入水等を補助 でき、障害者又は介護者が 容易に使用し得るもの	
	便器(住宅改修 を伴うものは除 く。)	4,450	下肢若しくは体幹機能障害2 級以上の者又は難病患者等 で常時介護を要する者	障害者が容易に使用し得る もの(手すりをつけることがで きる。)	
	移動・移乗支援 用具(住宅改修 を伴うものは除 く。)	60,000	平衡機能、下肢又は体幹機 能障害で、家庭内の移動等 に介助を必要とする者又は 難病患者等で下肢が不自由 な者	おおむね次に掲げる性能を 有する手すり、スロープ等で あること。 (1) 障害者の身体障害の 状態を十分踏まえたもの であって、必要な強度と安 定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり 動作の補助、移乗動作の 補助、段差解消等の用具 とする	
	カーシート	86,700	18歳以上の者で上肢、下肢 又は体幹機能障害2級以上 を所持するもののうち、自力 で座位が保持できない者(補 装具費支給制度の適用を受 けられないものに限る。)	安全性に配慮されたもので あって、障害者が容易に使 用できるもの	3年
	頭部保護帽	12,160	平衡機能、下肢又は体幹機 能障害で頻繁に転倒する者 又はてんかんの発作等により 頻繁に転倒する療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳を 所持する者	転倒の衝撃から頭部を保護 できるもの	3年
	特殊便器(住宅	151,200	上肢機能障害2級以上の者	足踏ペダルにて温水温風を	8年

	改修を伴うものは除く。)		又は難病患者等で上肢機能に障害のある者	出すことができるもの	
	火災警報器	15,500	火災発生の感知・避難が困難な者で身体障害者手帳2級以上、療育手帳の判定が重度以上若しくは精神障害	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し外にも警報ブザーで知らせることができるもの	8年
	自動消火器	28,700	者保健福祉手帳1級を所持するもの又は難病患者等であるもの(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎との接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火することができるもの	
	電磁調理器	41,000	視覚障害2級以上の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る。)	視覚障害者が容易に使用できるもの	6年
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	7,000	視覚障害2級以上の者	視覚障害者が容易に使用できるもの	10年
	T字状・棒状の つえ	3,000	平衡機能障害、下肢又は体幹機能に障害を有する者で、必要と認められるもの	障害者が容易に使用できるもの	3年
	聴覚障害者用 屋内信号装置	87,400	聴覚障害2級以上の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年
在宅療 養等支 援用具	透析液加温器	51,500	腎臓機能障害3級以上の者で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定温度に保つことができるもの	5年
	ネブライザー (吸入器)	36,000	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者	障害者が容易に使用できるもの	5年
	電気式たん吸	56,400	で医師の意見書によって必		

引器		要と認められるもの又は難病患者等で呼吸器機能に障害のあるもの		
酸素ボンベ運搬車	17,000	医療保険における在宅酸素療法を受けている者	障害者が容易に使用できるもの	10年
盲人用体温計(音声式)	9,000	視覚障害2級以上の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る。)	視覚障害者が容易に使用できるもの	5年
盲人用体重計	18,000			
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要なもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者が容易に使用できるもの	5年
情報・意思疎通支援用具 携帯用会話補助装置	98,800	音声機能障害、言語機能障害若しくは肢体不自由の身体障害者手帳を所持する者又は療育手帳の判定が重度以上の者で発音・発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用できるもの	5年
情報・通信支援用具	100,000	視覚障害2級以上又は上肢機能障害2級以上若しくは脳原生運動機能障害(上肢機能障害に限る。)の者であつて、必要と認められる者	パーソナルコンピュータ周辺機器、ソフト等であつて、障害者が容易に使用できるもの	6年
地上デジタル放送対応ラジオ	29,000	視覚障害2級以上の者	テレビ音声及びAM・FM放送を受信する機能を有し、視覚障害者が容易に使用できるもの	6年
点字ディスプレイ	383,500	視覚障害2級以上の者であつて、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年
点字器	10,400	主に、情報の入手を点字に	視覚障害者が容易に使用で	5年

		よっている視覚障害者	きるもの	
点字タイプライター	63, 100	視覚障害2級以上の者(本人が就労し、若しくは就学し、又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害者が容易に使用できるもの	
視覚障害者用ポータブルレコーダー(録音再生機)	85, 000	視覚障害2級以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であり、視覚障害者が容易に使用できるもの	6年
視覚障害者用ポータブルレコーダー(再生専用機)	35, 000			
視覚障害者用活字文書読上げ装置	99, 800	視覚障害2級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用できるもの	6年
視覚障害者用拡大読書器	198, 000	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年
盲人用時計(触読)	10, 300	視覚障害2級以上の者(音読時計は、手指の触覚に障害がある等のため、触読時計の使用が困難な者を原則とする。)	視覚障害者が容易に使用できるもの	10年
盲人用時計(音読)	13, 300			
視覚障害者用	59, 800	視覚障害2級以上の者	視覚障害者が容易に使用で	10年

音声ICタグレコーダ			きるもの	
視覚障害者用ワードプロセッサ	1,030,000	視覚障害者(点字図書館・身体障害者福祉センターでの共同利用)	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文書を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	—
点字図書		—主に、情報の入手を点字により行っている視覚障害者(年間6タイトル又は24巻を限度とする。)	点字により作成された図書	—
聴覚障害者用通信装置	71,000	聴覚障害者又は発声、発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	5年
聴覚障害者用情報受信装置	88,900	聴覚障害者で、本装置によりテレビの受信が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組又はテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用できるもの	6年
人工喉頭(笛式)	5,000	喉頭を摘出している者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの又は、顎下部等	4年
人工喉頭(電動式)	70,100			5年

			に当てた電動板を駆動させ 経皮的に音源を口腔内に導 き構音化するもの	
埋込型用人工 鼻（消耗部分） （HMEフィルタ ー（カセット）、 フィルター（カセ ット）を気管孔に 取り付けるも の、気管孔への 水の浸入を防ぐ 器具及び気管 孔装着用アクセ サリー（接着 剤、剥離剤）	月額 23,100	咽喉を摘出している者で、常 時埋込型の人工喉頭を使用 するもの	障害者が容易に使用できる もの	—
埋込型用人工 鼻（本体部分）	51,840		手指を使用せず発声できる HMEの本体（弁を含む。）で 障害者が容易に使用できる もの	1年
緊急通報装置	83,300	難聴者又は外出困難な身体 障害者（原則として2級以 上）で、緊急連絡の手段とし て必要性があると認められる もの（障害者のみの世帯及 びこれに準ずる世帯に限 る。）	障害者が容易に使用できる もの	5年
人工内耳用電 池	月額 2,000	聴覚障害者で、人工内耳を 装用しているもの（人工内耳 用電池と、人工内耳用充電 器と	障害者又は介助者が容易に 使用できるもの	—
人工内耳用充 電池	21,000	池及び人工内耳用充電器と		1年

	人工内耳用充電器	39,000	の併用は認めない。)		3年
	人工内耳体外機	300,000	聴覚障害者で、人工内耳を装着し5年が経過しているもののうち、損害保険に加入しているもの(損害保険及び医療保険の適用を受けられないものに限る。)	スピーチプロセッサ等の外部装置で障害者が容易に使用できるもの	5年
排泄管理支援用具	ストマ装具(蓄便袋又は蓄尿袋、皮膚保護剤、袋を身体に密着させるもの及び消臭剤)	蓄尿袋 月額 11,300 蓄便袋 月額 8,600	ぼうこう機能障害者、直腸機能障害者若しくは同程度の身体障害者で医師の意見書によって必要と認められるものでストマを造設したもの	障害者又は介助者が容易に使用できるもの	—
	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	月額 12,000	(1) 二分脊椎の者 (2) 脳性マヒ等で脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者 (3) 極度のびらんでストマ装具の使用が困難な者(いずれも3歳以上の者)	障害者又は介助者が容易に使用できるもの	—
居宅生活動作補助用具	小規模な住宅改修 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止、移動の円滑化等のため	200,000	下肢、体幹若しくは乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上)又は難病患者等で下肢若しくは体幹機能に障害のあるもの	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	1回限り

の改修 (4) 引き戸等 への扉の取 替え (5) 洋式便器 への取替え				
-----------------------------------------------------	--	--	--	--